

# 全ての事業者の皆様へ インボイス発行事業者の登録を 受けるかの検討が必要です！

要事前予約  
参加無料

令和5年10月1日から、消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が実施されます。  
インボイス制度への理解を深めていただくため、制度説明会を開催しますので、是非ご参加いただき、インボイスの発行事業者の登録を受けるかのご検討をお願いします。

## インボイス制度説明会

インボイス制度の概要を説明するとともに、登録申請書等の提出を希望する方にその手をサポートします。  
なお、いずれの日程につきましても、**事前予約が必要**となりますので、開催日の前日16時までにお電話で申し込みをお願いします。

(予約先) 阿蘇税務署 個人課税部門 0967-22-0553 (ダイヤルイン)

阿蘇税務署 法人課税部門 0967-22-0554 (ダイヤルイン)

開催日	曜日	時間	開催場所	定員
令和4年9月14日	水	10:00~11:00	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名
令和4年9月27日	火	14:00~15:30	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名
令和4年10月11日	火	10:00~11:30	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名
令和4年10月18日	火	14:00~15:30	阿蘇郡南小国町赤馬場 143 南小国町役場 (きよらホール) ※南小国町商工会、南小国町、阿蘇税務署の共催	10名
令和4年10月24日	月	14:00~15:30	阿蘇郡高森町高森 2168 高森総合センター (2F 大会議室)	50名
令和4年10月26日	水	10:00~11:30	阿蘇郡小国町宮原 1567-1 おぐに町民センター (2F 会議室)	30名
令和4年10月26日	水	14:00~15:30	阿蘇郡西原村小森 3161 西原村総合体育館 (会議・研修室)	20名
令和4年10月27日	木	14:00~15:30	阿蘇郡産山村山鹿 488-3 産山村基幹集落センター (2F 大会議室)	30名
令和4年10月28日	金	14:00~15:30	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名
令和4年11月10日	木	10:00~11:30	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名
令和4年11月14日	月	14:00~15:30	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名
令和4年12月2日	金	10:00~11:30	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名
令和4年12月8日	木	14:00~15:30	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名
令和4年12月14日	水	10:00~11:30	阿蘇市一の宮町宮地 1944 阿蘇税務署 (1F 大会議室)	10名

※ 説明会終了後に「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」の提出を希望される方は、

①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号、③利用者識別番号及び暗証番号がわかるもの  
をご持参いただければ、その場で e-Tax による登録申請ができます。

※ また、マイナンバーカードをお持ちでない方は、書面による登録申請書の作成を行いますので、

①**番号確認書類**«ご本人のマイナンバーを確認できる書類：通知カード・住民票の写し（マイナンバー記載があるもの）など»

②**身元確認書類**«記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類：免許証・保険証など»  
をご持参ください。

# <インボイス制度>

## 登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！



### 制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(\*)が導入されます。

制度導入後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(\*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度  
特設サイト



#### 【登録申請のスケジュール】

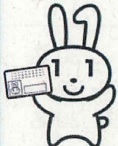
令和3年10月1日から  
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、  
令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。



### e-Taxによる登録申請手続

#### <事前準備>



e-Taxの利用には、電子証明書（マイナンバーカードなど）が必要となりますので、事前に取得をお願いします（マイナンバーカード以外の電子証明書でe-Taxの利用が可能なものは、e-Taxホームページの「[電子証明書の取得](#)」をご覧ください。）。

マイナンバーカード  
の取得申請



#### <登録申請手続>



電子証明書取得後に登録申請データの作成・送信を行います。  
登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式（画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ）		帳票形式（書面と同様）
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ <sup>(注)</sup>	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。

